

【資料紹介】 D.ウィリアムズ『レベッカ暴動：農民の不满に関する一研究』

著者	鈴木 満
雑誌名	関西大学経済論集
巻	26
号	3
ページ	373-380
発行年	1976-11-20
その他のタイトル	[Material] D. Williams, The Rebecca Riots : A Study in Agrarian Discontent
URL	http://hdl.handle.net/10112/14880

資料紹介

D. ウィリアムズ『レベッカ暴動 ——農民の不満に関する一研究』

D. Williams, *The Rebecca Riots: A Study in Agrarian Discontent*. (Cardiff: University of Wales Press, 1955. pp. XII + 377.)

鈴木 満

はじめに

19世紀の第2・四半期は、チャーティスト運動、反穀物法同盟による穀物法廃止運動、またその廃止をめぐる議会内での諸階級、特に地主階級の利害の対立等にみられるように、まさに社会的分裂の時代であった。そして、本書の対象であるレベッカ暴動 Rebecca Riots は、このような社会的雰囲気の中で勃発した。この暴動は、農民が通行税の徴収に反対して引き起したものであると一般に考えられているが、その真因ははるかに根深いところにあると思われる。というのは、西ウェイルズの農民は、これまで温和で忍耐強く規律正しくまた物ぐさであったとさえいわれてきたからである。そこで、このような暴動がなぜ起ったのか、またこうした農民運動の噴出を契機に農村の階級関係および農民に対するさまざまな政策がどのように転換することになったのかという点を念頭に、レベッカ暴動を構成する諸要素の統一的な把握を究極的な課題としている筆者は、その準備作業の一環として、D. Williams, *The Rebecca Riots: A Study in Agrarian Discontent* (1955) を以下において紹介したいと思う。なお本書の構成は次の如くであるが、本稿では全体としての叙述の展開に重点をおいて紹介するので、必ずしも目次の順序によっていないことをおことわりしておきたい。

序文

第1章 西ウェイルズのジェントリー

第2章 地方自治と地方行政

- 第3章 經濟的背景
- 第4章 社会的状態
- 第5章 世論の高まり
- 第6章 西ウエイلزの道路
- 第7章 暴動の勃発
- 第8章 底抜けの狂乱 Midsummer Madness
- 第9章 余燼 Smouldering Embers
- 第10章 レベッカの功績

I 有料道路体制の發展

まずレベッカ暴動は有料道路体制の發展と密接な関連があるので、この点の紹介から始めることにする（第6章）。西ウエイلزは、交通上18世紀初頭まで孤立状態にあったが、石灰業の發達、沿岸地域の都市の成長等に伴い交通量は次第に増加してきた。その結果、道路状態は悪化し、教区に課せられた義務だけでは適切な修繕ができないほどになってしまった。そこで、18世紀中葉に西ウエイلزにも有料道路受託団体 Turnpike Trust が設立されるはこびになった。たとえば、Main Trust (1763年設立)、Kidwelly Trust (1765年設立) 等がその初期のものである。

こうした受託団体の設立は、輸送手段の確保という經濟的要請に基づいていたが、それはまた地主階級の利害とも密接に結びついていた。というのは、彼らは道路建設に伴う所領の価値の高騰と同時に、5パーセントの利子率という大変有利な投資口をそこにみだしたからである。

そこで、彼らは自らその設立のイニシアティブをとり、受託人にもなろうとしたが、受託団体の成否は受託人の公共心と手腕、書記や道路調査官の誠実さに依存していた。ところが、現実には汚職や詐欺行為、受託団体間の軋轢、經濟危機による取引銀行の倒産等により、その経営は大変な困難に陥っていた。

このような経営不振を打解するために、通行税を引き上げることによって収入の増額をはかることが提案され、具体的には通行税のスライド制、通行税徴収門の増設ないしリース等の方法がとられた。しかし、それにもかかわらず、道路改善に関する専門的な知識の欠如、それに伴う資金の誤用ないし濫用等により、道路の状態はよくなり、かえって教区住民は受託団体を疑惑と激昂の目でみると同時に法律に対する信頼を喪失してしまった。というのは、1835年の条例によって道路に関する教区住民の賦役労働の義務は廃止さ

れたが、それに伴う出費の増額により、結局治安判事は1841年の条例で、道路税の一部を受託団体に支払うよう教区の道路調査官を通じて住民に命ずることになり、住民の負担はすこしも軽くならなかったからである。

II 暴動の勃発

このような経営不振による通行税の引上は、日頃から農民の心の中に蓄積していた蟠を即座に爆発させることになった（第7章）。すなわち、Whitland Trust が Efail-wen と Maes-gwyn に通行税徴収門を設置した直後の1839年5月13日に暴動が起り、通行税徴収門はすべて破壊され、通行税徴収事務所も放火にあった。そして、7月17日に Efail-wen で3回目の暴動が起ったとき、指導者が Becca とよばれたことから、その暴動に対して Rebecca Riots という名称が用いられるようになった。この暴動の当初の性格は、これによって農民の生活改善をはかるといったものではなくて、非常にヒステリックなものであったといわれている。それにもかかわらず、この暴動は、受託人が通行税徴収門の設置案を棄却したことによって、暴徒の勝利のうちに幕をとじた。

しかし、1842年11月18日に、Main Trust と Whitland Trust が通行税徴収門を増設したとき再び暴動が起り、それはすべて破壊されてしまった。この時から、本格的なレベッカ暴動が展開されることになった。

ところで、次の二つの要因が、暴動の原因を一層複雑なものにしていることに注目しなければならない。第1は、受託団体に対して投資をおこなったものの中に、多数の小口投資家がいたという事実である。たとえば、悪名高い Whitland Trust には93名の投資家がいたが、そのうちの51名は10ポンド以下の小口投資家で、その中には幾人かの農業労働者もいたといわれている。そこで、もし暴動の原因が受託団体による抑圧であるとするならば、暴動は貧民による貧民の抑圧によって勃発したことになる。第2は、通行料金と暴動とは直接結びつかない地域もあるということである。たとえば、ブレックノック州の通行税は他の地域にくらべてはるかに高額であったが、暴動は起らなかった。

それでは、暴動はいかなる社会経済的背景の下に起ったのであろうかということが、次に問題となる。そこで、西ウエイルズの社会構造等を考察することの中に、暴動の真因を求めることになるわけである。それが、第1章から第5章までの問題である。（なお、イギリス全般にわたる有料道路体制の発展と有料道路建設に対する農民の不满については、拙稿「有料道路体制の発展と農民の抵抗」、『千里山経済學』第9号参照。）

Ⅲ 暴動の真因

西ウエイルズには、1000エーカー以上の富裕なジェントリーと数百エーカーの中小のジェントリーがいたが、後者の多数は金策のために所領を抵当に入れており、19世紀初期の經濟危機ないし自らの放埒な生活等を通じて所領を手放し徐々に借地農へと転落していく傾向にあった。こうして、西ウエイルズの農村では、富裕なジェントリーと借地農が対峙することになり、これが暴動の導火線の役割を果たした。

また、富裕なジェントリーがイングランドの貴族との交流によって、英国風の生活様式を身に付けるようになっていったこともみのがすことのできない点である。この「ウエイルズ離れ現象」は、既存の階級紛争に加えて、一般大衆との間に言語の相違から生じた深い溝をつくることになったと同時に、不在地主を創出することにもなった。その結果、毎年25000ポンドもの富がウエイルズから不在地主の手中へ流出していくことになり、農村の資源は枯渇し、地場商人および農業労働者は特に貧困化していったのである。

さらに重大なことは、ジェントリー支配の温存とそれに伴う旧制度の存続が社会におよぼした影響についてである。つまり、1832年の選挙法改正は、結果的には地主階級間の提携体制を強化させることになったし、1835年の都市自治体法の制定も、西ウエイルズの多数の町がこの法律の範囲外にあったことから、ジェントリー支配は存続することになった。また、行政上その支配の最前線にいた治安判事は、法案の起草者と同じ階級の出身者であったことから、必然的に自らの階級的偏重を強調することにより、急速な社会の動きにもかかわらず、旧制度をそのまま存続させることになったのである。

このような状況は、さまざまな弊害を生んだ。まず、ジェントリーによる一年限りの借地への一方的な借地契約の変更は、いわゆる「農業補償」の問題を引き起こすことになった。また、契約期間が短期であったことと資金が不足していたこと等から、借地農は農法の改善を十分に進展させることができず、彼らにとって農業生産の向上は大変困難なものとなってしまった。このことは、人口増加に伴い容易ならぬ事態を引き起こした。つまり、小人口で低い生活水準を維持しているかぎり、食糧は現状のままで十分であったが、一度人口が急増すればその均衡が崩れることは必然的であった。こうして、人々は食糧不足から生じた窮状の中で、肉体的にも精神的にも蝕まれることになった。さらに、地方行政の遅れはこの人口急増に伴い住宅問題、衛生問題等をも引き起こすことになったが、とりわけ土地需要の増大によって生じた地代の高騰を阻止することができず、その結果借地農を一層苦境においやることになった。それ故に、暴動は、借地農等のかかる耐えがたい生活状

態そして極度の不安ないし絶望感等から勃発したものと思われる。

IV 武装蜂起と政府の態度

1842年に起った本格的なレベッカ暴動は、その後地域的に拡大していくと同時に、破壊目標も多様化していった（第8章）。つまり、暴徒はこれまでもっぱら通行税徴収門を破壊してきたが、それに加えてワークハウス、鮭をとるやな等までも破壊するようになった。また、彼らは、治安判事のみならず村の特別巡査にまで脅迫状を送るようになった。そして、その文面には道路問題だけでなく、地主批判、地代引下要求等もこまれていた。さらに、暴徒が指導者によって軍隊風に編成されていたことも注目すべきことである。つまり、前衛として20名ほどが銃で武装し、次に200名ほどの本隊が斧ないし他の用具を持って続き、最後に後衛が銃で武装して本隊をまもっていた。彼らは、いつも夜中に事を起したが、そのさい彼らは、顔を黒く塗り、しばしば女装していた。

こうして、1842年の冬期から1843年にかけて、暴動は一層激化し、大規模になっていったが、1843年の夏をピークに徐々にその性格は変化し、内部崩壊、つまり運動からの借地農の脱落を余儀なくされた。すなわち、工業不況に伴う賃金の低下と失業の増大によって工業労働者の生活は困窮していた。このようなとき、通行税徴収門を破壊し、干草に放火すれば2、3シリングの収入を得ることができると聞いて、彼らは進んで破壊活動に参加するようになっていった。こうして時の経過とともに、暴徒の主体が借地農から工業労働者に移行することによって、暴動の原因と借地農の不平の根源とは直接関係がなくなり、農村における破壊活動は幾分減退の兆を示すようになっていった。

このような暴動に対して、治安判事ないし政府はどのような態度をとったのであろうか。まず治安判事はレベッカと目される人物を逮捕するために、密告者や情報提供者に報償金を支給することにした。また、彼らは内務省に軍隊の派遣を要請し、さらに、1843年以後は、巡査、海兵隊員の増員、密告者に対する報償金の増額等を要請した。このような要請に対して、政府は C. J. F. Love を現場に派遣した。彼は、西ウエイルズの3州で軍隊の総指揮官をつとめ、彼の下に騎兵隊、歩兵隊、海軍兵士、義勇農騎兵、私服警官等からなる軍隊が組織化された。また、政府は報償金の増額および情報収集費として総額500ポンドを各州の治安判事に支給することを約束した。

ところで、暴動の指導者にとっては、軍隊の派遣以上にこの報償金の支給の方が大きな問題であった。というのは、この報償金は、暴徒の内紛を引き起す原因ともなりかねなかったからである。つまり、これはレベッカの復讐のものともしない借地農や労働者にとつ

て無限の富の源泉となり、時に密告者の行為は、報償金目当てと仲間に対する腹癒せからの場合もあった。

V 崩 壊

暴動は、このような状況を通じて徐々に下火になっていったが、その主要因として次の4点があげられる(第9, 10章)。第1は、戦略の変化である。つまり、1843年の夏以後、暴動は請願書を議会に提出するという民衆大会 mass meeting に移行した。この移行の原因は、軍隊の駐屯により秘密行動がとりにくくなったことと暴徒の職業の多様化に伴う集団内部の意見調整が必要となってきたこと等にある。第2は、指導者と目される人物が、ほとんどすべて逮捕されたことである。その中には、Hugh Williams, Shoni Sgubor Fawr, Dai'r Cantwr, John Hughes, John Hugh, David Jones 等の人物がいたといわれている。第3は、暴動が借地農の利害を直接反映しなくなっていったことである。というのは、暴徒の多様化に伴い借地農の要求が徐々に請願書から排除されていったこと、また穀物や干草等が焼き払われて暴動から直接損害をこうむるようになったこと、さらに借地農がレベッカの復讐によって自分の生命や家庭を危険にさらすことより、法を犯して治安判事に処罰されることの方を望むようになったこと、つまり、レベッカ自身が農村における最大の苦情の種と化してしまったこと等が考えられるからである。たとえば、1843年9月30日の夜に、レベッカがカーマーザン州の南部で通行税徴収門を破壊したとき、近隣の40名ほどの借地農が早朝にあらわれ、炭坑に投げ捨てられた通行税徴収門を拾いあげ、それをもとの場所にもどしてしまったこと等が、それを示している。第4は、受託団体の態度の変化と政府の介入による道路体制の再編成である。つまり、受託団体は公聴会を開き、積極的に事情聴取をおこなうとともに、他方で、Main Trust や Kidwelly Trust 等にみられたように、通行税徴収門の数を削減しはじめていった。また、政府は調査委員会を発足させ、T.F. Lewis と彼の仲間に報告書の作成を命じた。そして、この報告書の完成を契機に、受託団体の統合化案が採択され、それが実行される運びになった。さらに、1844年8月9日に Lord Cawdor's Act とよばれる道路条例が成立し、これに基づいて道路の管理主体が、地方道路局 district roads boards から州道路局 county roads boards に移行すると同時に、通行税の均一化、その支払区間の設定等がおこなわれた。こうして今や暴動は静まり、それへの関心は低下していった。この暴動の注目すべき成果といえば、その後30年間、この地域が他の地域よりもはるかに完備された道路体制の利益を享受することができるようになったことである。

ま と め

19世紀中葉の豊作は、工業の急速な発展に伴う農産物需要の増大と重なって、西ウエイルズの農村に繁栄をもたらした。また、鉄道建設の発達は、一方で有料道路受託団体の崩壊をまねいたものの、他方で大工業地域への移動を容易にすることによって農村内部の諸問題を解決することになった。というのは、暴動の真因は人口の急増とそれに伴う貧困にあり、それが後進地域の資源に過度の負担を与えていたからであった。つまり、人口圧が古い社会秩序の衰退と旧式の諸制度に基づく地方自治ないし地方行政の崩壊を引き起したのである。ところが、19世紀中葉をピークに農業労働者が高賃金、高水準の生活を求めて都市に移動した結果、農業従事者数は減少することになった。こうして、繁栄の回復と人口の減少により、農村に平穏状態がもどったのである。

また、神秘的なレベッカの存在は、人間の不正と極度の貧困、換言するならば、信頼関係の欠如と経済的安定の欠如に対する抑圧された農民の闘魂を象徴していたといえる。つまり、不毛の土地で生き抜いてきた農夫たちとたえざる労働によって疲れ果てた彼らの妻たちは、一般に耐えしのぶことを自己の運命として受け入れていた。しかし、時には余儀なく憤慨して攻撃的な態度をとることもあり、そのような時、彼らは皆レベッカの息子や娘たちであると感じたであろう、というのである。

以上が本書の概要であるが、本書のもつ研究史的価値に対しては、次のような評価が与えられているので、ここに紹介しておくことにする。まず、J.F. Rees は、次のように述べている。すなわち、西ウエイルズの騒動を解明するためには社会構造の分析が必要であるが、著者は細心の注意を払ってこのことをやってのけた。そして、そのさい彼はこの分析を通じて、事件の経過をそのまま記述する伝統的な研究方法とこの事件を民族の独立と発展を推し進めるものであるとみなそうとする最近の研究とから生じた歪曲された解釈を修正することになった、とのべている (*Economic History Review*, Vol. IX, no. 1, 1956, p. 151)。次に、A.H. John は、本書は西ウエイルズの農村社会を分析した注目すべきかつ信頼のおける労作であり、それは、新たな発展途上にある地域が今後むかえる状態に、ある教訓を与えたものである、とのべている。しかし、次の3点を問題点として列挙していることに注目しなければならない。まず第1点は、暴力、人命尊重の欠如、そして復讐の恐怖といったものが農村生活の底流に絶えず横たわっていたという著者の見解は、疑わしいということである。というのは、ウエイルズ人には、人間を殺しその死体を見ることに對して彼らに特有の嫌悪の情があったからである。この点は、重罪を犯すもの

が少なかったということを示す資料の存在によって裏付けられている。また、第2点は、著者は地主階級による農民層の抑圧という側面をもっぱら強調しているが、農民層の中でも投票権を持っていたフリーホルダーは、政治上ジェントリーから独立していたのであり、その意味でフリーホルダーの行動に関してより精密な分析が必要であるというものである。さらに、第3点は、放埒な生活による浪費という要因が、貧困の一つの原因であったか否かということは、十分な資料がないから著者のように一般化すべきではないということである。しかし、John は、以上の三つの点で評者は著者と意見を異にするが、このことはけっして本書の価値を減ずるものではない、とものべている (*English Historical Review*, Vol. LXXII, no. 283, 1957, pp. 339-341)。

(1976. 6. 15)

《付記》 浜林正夫氏の最近の論文によれば、ホブズボームは、このような農民運動のなかで「宗教や儀式」がもつ意義を、「宗教のもつ政治的組織力」、つまり「宗教の組織力が政治運動を補完する」という点にみいだしているようである (『E・J・ホブズボームにおける民衆史の問題』、『歴史評論』321号, 1977年1月 29~30ページ)。

(1977. 1. 27)